

株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令
第一号様式



【表紙】

【提出書類】 変更報告書 No. 2
【根拠条文】 法第27条の25第1項に基づく報告書
【提出先】 関東財務局長

【氏名又は名称】 ゴールドマン・サックス証券株式会社
代表取締役社長 持田 昌典

【住所又は本店所在地】 東京都港区六本木六丁目10-1 六本木ヒルズ森タワー

【報告義務発生日】 平成18年10月17日
【提出日】 平成18年10月23日
【提出者及び共同保有者の総数(名)】 2名
【提出形態】 連名



第1【発行会社に関する事項】

1【発行会社】

発行会社の名称	(株)シコー技研
会社コード	6667
上場・店頭の別	上場
上場証券取引所	東京
本店所在地	神奈川県大和市下鶴間3854-1

第2【提出者に関する事項】

1【提出者(大量保有者) / 1】

(1)【提出者の概要】

①【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	法人(株式会社)
氏名又は名称	ゴールドマン・サックス証券株式会社
住所又は本店所在地	東京都港区六本木六丁目10-1 六本木ヒルズ森タワー
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③【法人の場合】

設立年月日	平成 17 年 9 月 16 日
代表者氏名	持田 昌典
代表者役職	代表取締役社長
事業内容	証券業

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先 及び担当者名	ゴールドマン・サックス証券株式会社 コア・コンプライアンス部 中島 宏枝
電話番号	03(6437)1746

(2)【保有目的】

証券業務の一部としての借入株券にかかるトレーディング等

(3) 【上記提出者の保有株券の内訳】

① 【保有株券等の数】

	27条の23第3項本文	27条の23第3項第1号	27条の23第3項第2号
株券 (株)	9		
新株予約権証券 (株)	A 3,069	—	F
新株予約権付社債券 (株)	B	—	G
対象有価証券 カバードワラント	C		H
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		I
対象有価証券償還社債	E		J
合計 (株)	K 3,078	L	M
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	N		
保有株券等の数 (総数) (K+L+M-N)	O 3,078		
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J)	P 3,069		

② 【株券等保有割合】

発行済株式総数 (株) (平成 18年8月31日現在)	Q 53,265
上記提出者の 株券保有割合 (%) (O/(P+Q)×100)	5.46
直前の報告書に記載された 株券保有割合 (%)	6.54

(4) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	取得又は処分の別	単価
2006年10月1日	普通株	27	取得	(貸借・事業譲受による)
2006年10月1日	新株予約権証券	3,700	取得	(事業譲受による)
2006年10月3日	普通株	10	処分	
2006年10月3日	新株予約権証券	1	処分	
2006年10月4日	普通株	2	取得	
2006年10月4日	新株予約権証券	10	処分	
2006年10月5日	普通株	4	処分	
2006年10月5日	新株予約権証券	8	処分	
2006年10月6日	普通株	6	処分	
2006年10月10日	普通株	10	取得	
2006年10月10日	新株予約権証券	18	処分	
2006年10月11日	普通株	100	処分	

年月日	株券等の種類	数量	取得又は処分の別	単価
2006年10月11日	普通株	78	取得	(貸借)
2006年10月12日	普通株	10	取得	
2006年10月12日	新株予約権証券	110	処分	
2006年10月13日	普通株	166	処分	
2006年10月13日	普通株	10	取得	(貸借)
2006年10月13日	新株予約権証券	100	処分	
2006年10月16日	普通株	156	取得	
2006年10月16日	普通株	7	処分	(貸借)
2006年10月16日	新株予約権証券	264	処分	
2006年10月17日	普通株	9	取得	
2006年10月17日	新株予約権証券	120	処分	

(5) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

株券の消費貸借により9株の借入(ゴールドマン・サックス・インターナショナル等からの借入)

(6) 【保有株券等の取得資金】

① 【取得資金の内訳】

自己資金額 (R) (千円)	0
借入金額計 (S) (千円)	0
その他金額計 (T) (千円)	0
上記 (T) の内訳	
取得資金合計 (千円) (R+S+T)	0

② 【借入金の内訳】

番号	*名称 (支店名)	業種	*代表者氏名	*所在地	借入 目的	金額 (千円)
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						

第2【提出者に関する事項】

2【提出者(大量保有者) / 2】

(1)【提出者の概要】

①【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	法人()
氏名又は名称	Goldman Sachs International
住所又は本店所在地	Peterborough Court, 133 Fleet Street, London EC4A 2BB UK
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③【法人の場合】

設立年月日	昭和 63 年 10 月 3 日
代表者氏名	Richard Gnodde
代表者役職	マネージング・ディレクター
事業内容	証券業

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先 及び担当者名	ゴールドマン・サックス証券株式会社 コア・コンプライアンス部 中島 宏枝
電話番号	03(6437)1746

(2)【保有目的】

証券業務の一部としての借入株券にかかるトレーディング等

(3) 【上記提出者の保有株券の内訳】

① 【保有株券等の数】

	27条の23第3項本文	27条の23第3項第1号	27条の23第3項第2号
株券 (株)	108		
新株予約権証券 (株)	A	—	F
新株予約権付社債券 (株)	B	—	G
対象有価証券 カバードワラント	C	3,663	H
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		I
対象有価証券償還社債	E		J
合計 (株)	K	3,771	L
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	N		
保有株券等の数 (総数) (K+L+M-N)	O	3,771	
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J)	P	3,663	

② 【株券等保有割合】

発行済株式総数 (株) (平成 18年8月31日現在)	Q	53,265
上記提出者の 株券保有割合 (%) (O/(P+Q)×100)		6.62
直前の報告書に記載された 株券保有割合 (%)		6.71

(4) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	取得又は処分の別	単価
2006年10月5日	普通株	10	処分	(貸借)
2006年10月6日	普通株	1	処分	(貸借)
2006年10月6日	対象有価証券カバードワラント	19	処分	
2006年10月10日	普通株	10	取得	
2006年10月10日	普通株	8	処分	(貸借)
2006年10月10日	対象有価証券カバードワラント	18	処分	
2006年10月11日	普通株	1	処分	(貸借)
2006年10月16日	普通株	7	処分	(貸借)

(5) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

株券の消費貸借により 75株の借入

第3【共同保有者に関する事項】

該当事項なし

第4【提出者及び共同保有者に関する総括表】

1【提出者及び共同保有者】

- (1) ゴールドマン・サックス証券株式会社
- (2) Goldman Sachs International

2【上記提出者及び共同保有者の保有株券等の内訳】

(1)【保有株券等の数】

	27条の23第3項本文	27条の23第3項第1号	27条の23第3項第2号
株券（株）	117		
新株予約権証券（株）	A 3,069	—	F
新株予約権付社債券（株）	B	—	G
対象有価証券 カバードワラント	C 3,663		H
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		I
対象有価証券償還社債	E		J
合計（株）	K 6,849	L	M
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	N		
保有株券等の数（総数） （K+L+M-N）	O 6,849		
保有潜在株式の数 （A+B+C+D+E+F+G+H+I+J）	P 6,732		

(2)【株券等保有割合】

発行済株式総数（株） （平成18年8月31日現在）	Q 53,265
上記提出者の 株券保有割合（%） （O/（P+Q）×100）	11.42
直前の報告書に記載された 株券保有割合（%）	12.45

1 October, 2006

To: Chief of Kanto Financial Bureau

Proxy: Goldman Sachs Japan Co., Ltd
Proxy Address: Roppongi Hills Mori Tower,
6-10-1 Roppongi, Minato-ku
Tokyo JAPAN

Power of Attorney

We, Goldman Sachs International, of Peterborough Court, 133 Fleet Street, London EC4A 2BB, a company duly organized and existing under the laws of England and Wales hereby appoint Goldman Sachs Japan Co., Ltd as its proxy in Japan:

1. To prepare and file the reports required under Securities and Exchange Law Chapter 2-3 "Disclosure Requirements for Substantial Shareholders" (hereinafter referred to as "the rule").
2. To send duplications of the reports to the parties described in the rule; and

IN WITNESS WHEREOF, this Power of Attorney has been duly executed as a Deed on this day of October 2006.

GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL

By: 

Name: Richard J. Levy

Title: Managing Director

平成 18 年 10 月 1 日

関東財務局長 殿

代理人 : ゴールドマン・サックス証券株式会社
代理人住所 : 東京都港区六本木 6-10-1
六本木ヒルズ森タワー

委任状

ゴールドマン・サックス・インターナショナルは、ここにゴールドマン・サックス証券株式会社を、下記にかかると一切の権限を有する日本における代理人として選任します。

記

1. 証券取引法第 2 章の 3 「株券等の大量保有の状況に関する開示」（以下「ルール」という）に定める各種報告書の作成及び提出を行なうこと。
2. ルールによって定められた報告書の複写を関係者に送付すること。
3. 日本における副代理人を指定し、上記権限を委譲すること。

ゴールドマン・サックス・インターナショナル

〔署名〕

〔氏名〕 リチャード・ジェイ・レヴィ
〔役職〕 マネージング・ディレクター